

《運動の進め方と取組内容》

愛知県交通安全推進協議会の各実施機関・団体は、相互に連携を図りながら、県民総ぐるみの運動となるよう、それぞれの地域や組織の実情に応じて、運動の重点を踏まえた具体的な実施計画を策定し、自主的かつ積極的な活動を推進する。

◎ 運動の進め方

広報活動の推進

新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、広報紙、機関紙、広報車等の広報媒体を効果的に活用するほか、キャンペーンやイベントを通じて、運動の周知徹底と交通安全意識の高揚を図ります。

交通安全教育の推進

子どもとその保護者及び高齢者とその家族を中心に、安全な道路の横断方法や自転車の安全利用について参加・体験・実践型の交通安全教室を開催して、安全行動の体得を図ります。

地域・職域ぐるみの交通安全活動の推進

ハンド・アップ運動を始め、交通安全スリーS運動や飲酒運転根絶キャンペーン等を積極的に推進して、家庭、地域、職域ぐるみで交通安全意識の高揚を図ります。

街頭活動の強化

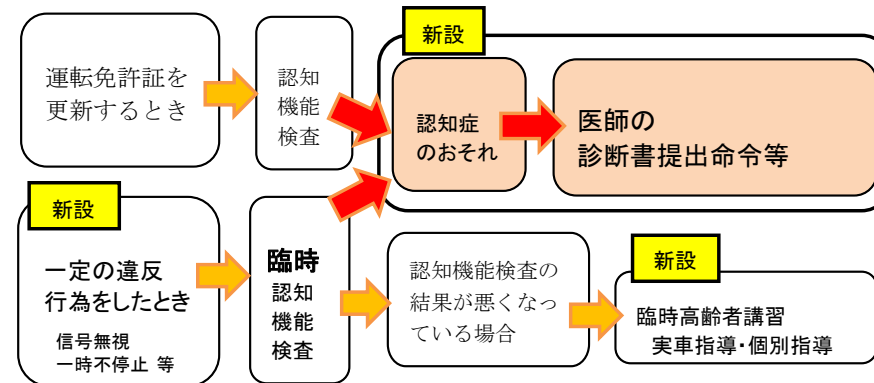
生活道路を中心に交通危険箇所の点検、事故多発交差点等における交通監視等の活動を通じ、県民一人一人の自主的な安全行動を促進します。

認知症対策を強化した改正道路交通法

(平成29年3月12日施行)



- 75歳以上の運転免許保有者
 - ・ 臨時適性検査制度の見直し
 - ・ 一定の違反行為者の臨時認知機能検査・臨時高齢者講習の新設



【自転車安全利用五則】

- 1 自転車は車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

4月10日（月）は県内一斉大監視（午前7時から9時の間）を行います。

	運動重点	家庭では	地域では	学校・職場では	運転者は
取組内容重点	運動の基本 子どもと高齢者の交通事故防止 (高齢ドライバーの事故防止を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常生活の中で、安全な道路の通行方法や、自転車の安全な乗り方について話し合い、交通安全意識を高める。 ○ 高齢者に対して、明るい目立つ色の衣服や反射材用品の着用効果について説明するとともに、加齢等に伴う身体機能の変化が道路を横断する際などに及ぼす影響等について話し合う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ スクールゾーン・通学路等の幼児・児童の安全な通行やゾーン30を始めとする生活道路等における歩行者・自転車の安全な通行を確保するための取組の促進を図る。 ○ 街頭での子どもや高齢者の歩行者・自転車利用者に対する交通安全指導や保護・誘導活動を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全に通学路等を通行するための幼児・児童とその保護者に対する交通安全教育を継続して実施する。 ○ 職場では、子どもと高齢者の行動特性を社内報などにより理解させ、安全運転を徹底させる。 ○ 新入社員に対する交通安全教育を実施し、通勤時等の事故を防止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもや高齢者、障害者等を見かけたら、速度を落とすなどの思いやり運転を実践する。 ○ 70歳以上の運転者は、高齢運転者標識を表示するように努め、同標識を表示している自動車の保護義務を周知する。 ○ 高齢ドライバーは、身体機能の変化に対する的確な認識と安全行動に努める。  <p>(高齢運転者標識)</p>
	取組 歩行中・自転車乗用中の交通事故をなくそう	<ul style="list-style-type: none"> ○ ドライバーから目立つよう手をあげて道路を横断する「ハンド・アップ運動」を実践する。 ○ 幼児・児童はもちろん、大人も模範となるように自転車乗用中のヘルメットの着用を図る。 ○ 自転車利用者も加害者になり得ることを認識し、万が一の時に備えて、各種保険に加入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全教室等を積極的に開催し、歩行中、自転車乗用中の交通ルールやマナーの遵守を呼びかける。 ○ 反射材の有効性を知らせる広報・啓発活動を実施し、反射材用品の自発的な着用を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小・中学校などで、参加・体験型の交通安全教室を積極的に開催する。 ○ 自転車利用者に対し、「自転車安全利用五則」や自転車運転者講習制度について周知徹底を図り、自転車を安全に利用するための交通安全教育に努める。 ○ 夕暮れ時と夜間の危険性及び反射材用品等の着用効果などを理解、認識させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歩道、横断歩道では、歩行者優先を実践する。 ○ 自転車利用者は、「自転車安全利用五則」を守る。 ○ ドライバーは夜間、速度を落とすとともに、対向車や先行車がないときは、走行用前照灯（ハイビーム）の使用を励行する。
	重 後部座席を含めた全ての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しよう	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出掛ける時は、必ず全ての座席のシートベルトの着用を確かめてから発進する。 ○ シートベルトとチャイルドシートの着用の必要性・効果について理解を深め、正しく使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 後部座席も含めた全ての座席でのシートベルト着用と正しいチャイルドシートの使用について、その有効性を広報啓発する。 ○ 「カチッと100！」を合言葉に地域が一体となってシートベルト着用率100%を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小・中学校などで、シートベルトの着用やチャイルドシートの使用の有効性について視聴覚教材などを用いて指導する。 ○ 職場では全座席シートベルト着用の徹底を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同乗者には、シートベルトの着用を徹底し、確認できたら出発する。 ○ 子どもの体格に合ったチャイルドシートを選び、正しく使用する。
	点 飲酒運転を根絶しよう	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転の悪質性や危険性、交通事故の責任の重さについて話し合う。 ○ 飲酒をした場合の帰宅方法について決めておく。 ○ 飲酒をせず運転する人を決めておく「ハンドルキーパー運動」を実践する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歓送迎会や花見などで、飲酒をした場合は、絶対に運転しないことを確認する。 ○ 地域の酒類販売業者、飲食店等と協力して、地域ぐるみで「飲酒運転四（し）ない運動」を推進する。 ○ 酒類を提供する飲食店では、飲酒運転根絶を呼びかけるポスターの掲示などに努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業主、安全運転管理者などが中心となって、「飲酒運転四（し）ない運動」や「ハンドルキーパー運動」を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒を伴う会合などは、公共交通機関、タクシー、運転代行サービス等の利用又は、家族に送迎を依頼する。 ○ わずかな飲酒でも判断力・注意力が低下し、交通事故を起こす危険性が高まることを認識し、飲酒運転は絶対にしない。 ○ 二日酔いでの運転を絶対にしない。
交通安全スリーS運動を広めよう	<ul style="list-style-type: none"> ○ エス 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通事故防止のための基本的な行動である、ストップ、スロー、スマートの交通安全スリーS運動について、家族で話し合う機会を多く持つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域を挙げた街頭啓発活動の積極的な実施と地域住民への交通安全情報の積極的な提供を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転中や歩きながらのスマートフォン等の危険性について周知する。 ○ 学校や職場では、交通安全スリーS運動を広く周知し、実践する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車両運転中の「ながらスマホ」は絶対にしない。 ○ 交通安全スリーS運動を常に念頭に置き安全運転に心掛ける。

平成29年 広報重点

一瞬の スマホの操作が 命取り

子どもの目 見てます大人の ルール違反

自転車も スピードひかえて 事故防止